

## 随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月  
独立行政法人労働安全衛生総合研究所

### 1. 随意契約等の見直し計画

#### (1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(89.7%) 78	(86.8%) 761,083	(94.3%) 82	(95.1%) 834,209
競争入札	(87.4%) 76	(85.3%) 747,583	(90.8%) 79	(93.4%) 818,770
企画競争、公募等	(2.3%) 2	(1.5%) 13,500	(3.4%) 3	(1.8%) 15,440
競争性のない随意契約	(10.3%) 9	(13.2%) 115,677	(5.7%) 5	(4.9%) 42,551
合 計	(100%) 87	(100%) 876,760	(100%) 87	(100%) 876,760

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

#### (2) 一者応札・一者応募の見直し

平成 20 年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契

約の条件、契約手続き等を見直す必要のあるものが認められた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これら結果に留意し、改善を進め、契約手続きを行うことにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	78	761,083
うち一者応札・一者応募	(55.1%) 43	(60.7%) 462,321

(注) 上段 ( ) は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(100.0%) 43	(100.0%) 462,321
仕様書の変更	19	118,263
参加条件の変更	2	23,300
公告期間の見直し	37	241,983
その他	43	462,321
契約方式の見直し	(0.0%) -	(0.0%) -
その他の見直し	(0.0%) -	(0.0%) -
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(0.0%) -	(0.0%) -

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段 ( ) は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

## 2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

- (1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施  
契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施。
- (2) 随意契約等の見直し  
総合評価方式の導入拡大  
研究開発、調査研究、広報業務等について、総合評価落札方式による一般競争入札の導入拡大を図ることとする。
- (3) 一者応札・一者応募の見直し
  - ① 入札手続きの効率化  
業者が参加し易くなるように、複数の入札を同一日に設定する等、公告の方法等について検討を行う。
  - ② 公告期間等の見直し
    - ア 公告期間を、開所日で10日以上、かつ入札説明会から開札日までの期間を考慮しつつ可能な限り長い期間確保することとする。
    - イ 契約締結から履行開始までの期間や契約期間については、十分な期間を確保することとする。
  - ③ 仕様書の内容の見直し  
物品等の購入の際には、複数の機器を併記したり、同等品の提案を行えるようにする等仕様書の記載内容等を見直す。
  - ④ 入札参加要件の緩和  
業務内容を考慮の上、過去の納入実績、請負実績等の条件を緩和する。
- (4) その他
  - ① 入札説明会等の開催  
入札説明会等については可能な限り開催することとする。
  - ② 入札公告の掲載場所  
入札公告は、研究所内の掲示板やホームページの他、厚生労働省掲示板においても行うこととする。

(注) 個別の契約の状況については、各様式に記載